

(令和6年度入学生向け) 奨学のための給付金制度のご案内

～ 生活保護(生業扶助)世帯 又は

「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯の方 ～

1. 制度の概要

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

2. 支給対象世帯

基準日(4/1 又は 7/1)時点で以下の支給要件を全て満たす場合、支給対象世帯となります。

＜支給要件＞

- 就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金 の受給資格要件を満たす者であること。
※特別支援学校高等部の生徒の場合、支給対象外
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等は除く)が措置されている生徒の場合、支給対象外
- 保護者等が茨城県に在住していること。
※保護者等が茨城県外に在住している場合の申請先などについては、学校事務室へお問い合わせください。
- 保護者等の世帯が、「生活保護(生業扶助)受給世帯(専攻科の生徒を除く)」又は保護者等全員が「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」であること。
- 基準日に在学していること(生徒が休学している場合は、学校事務室へ問合せください)。
- 高校生等1人につき、支給回数上限に達していないこと。
※各年度1回(全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回)ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。

・令和6年4月1日時点で満たす場合(令和5年度非課税世帯 又は 生活保護(生業扶助)受給世帯 等)
⇒ 早期給付の支給対象世帯

・令和6年7月1日時点で満たす場合(令和6年度非課税世帯 又は 生活保護(生業扶助)受給世帯 等)
⇒ 通常給付の支給対象世帯

・上記どちらの時点でも満たす場合 ⇒ 通常給付の支給対象世帯

※ 早期給付の支給対象世帯に該当し、既に早期給付(5月支給)を受給済の方は、今回の給付はございません。

3. 支給額

対象(基準日・年度)		【早期給付の支給対象世帯】		【通常給付の支給対象世帯】	
		通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
生活保護(うち生業扶助の高等学校等就学費)受給世帯		8,075 円	8,075 円	32,300 円	32,300 円
道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額が非課税である世帯	第1子	30,525 円	12,625 円	122,100 円	50,500 円
	第2子以降	35,925 円		143,700 円	
専攻科		12,625 円		50,500 円	

※早期給付(5月支給)を受給済の方は、通常給付の支給額から早期給付分の金額を差し引いた額が支給されます。

4. 支給の時期

審査が完了次第、支給となります（概ね2～3ヶ月程度）。

5. 申請方法・提出期日

給付を受けるには、毎年、申請の手続きが必要で、申請しなければ給付は受けられません。申請方法は保護者等が在住する都道府県によって異なります。詳細は以下までご連絡ください。

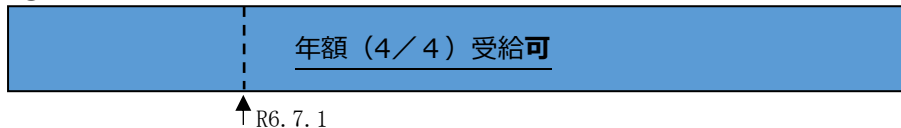
支給要件に該当する方は、学校の事務室から申請書等を取得して、必要書類を添付し、提出締切日（令和6年6月28日（必着））までに学校へ提出してください。

お問い合わせ先：竜ヶ崎第一高等学校事務室【0297-62-2146】

<（参考）奨学のための給付金イメージ図>

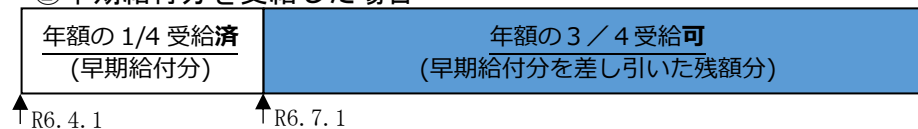
ケース1 通常給付の支給対象世帯

①早期給付分を受給していない場合



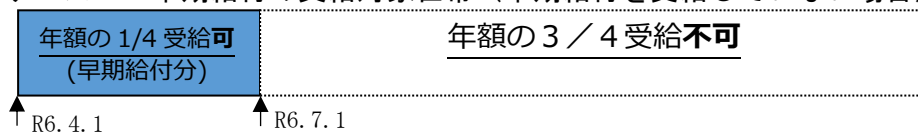
基準日（7/1）現在で支給要件該当
令和6年度非課税世帯
又は 生業扶助受給世帯

②早期給付分を受給した場合



基準日（4/1）現在で支給要件該当
令和5年度非課税世帯又は生業扶助受給世帯
基準日（7/1）現在で支給要件該当
令和6年度非課税世帯又は生業扶助受給世帯

ケース2 早期給付の支給対象世帯（早期給付を受給していない場合）



基準日（4/1）現在で支給要件該当
令和5年度非課税世帯又は生業扶助受給世帯
基準日（7/1）現在で支給要件非該当

※早期給付分を受給していても、7月1日時点で支給要件を満たさない場合、年額の残3/4を受給することはできません。

奨学のための給付金 Q&A

Q1 道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税（0円）であることの確認はどのように行われますか？

A1 令和6年6月～7月に実施する第1次受付分については、「令和6年度 住民税（非）課税証明書等」により確認します。令和6年9月以降に実施する第2次受付分については、高等学校等就学支援金（認定を受ければ授業料が実質無償になる制度）等の手続きで提出いただいた「令和6年度 住民税（非）課税証明書等」または「マイナンバー」により確認します。このため、第2次受付分については、基本的に保護者等の「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額」が非課税（0円）であることが確認できる書類の提出は不要ですが、保護者全員の課税証明書を提出していない場合は、証明書の提出が必要になります。なお課税証明書を取得する前に、お住まいの市町村の市町村民税課窓口で課税の有無を確認することができる場合があります。

Q2 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A2 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、支給対象となりません。

Q3 兄（2年生）弟（1年生）がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出なのでしょうか？

A3 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。